

告 示

埼玉県告示第九百二十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）別表第七号の表第一号のパーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務を令和四年七月一日から令和五年十一月三十日までの間、次に掲げる者に委託した。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 住所

千葉県千葉市花見川区幕張本郷五丁目四番七号

二 名称及び代表者の氏名

サンエス警備保障株式会社

代表取締役 大野 淳史